

ひとつずつ いいね！で確認 火の用心

11/9(土)~15日(金)は秋季全国火災予防運動期間

11月9日(土)から15日(金)までの7日間、秋季全国火災予防運動が行われます。火災が発生しやすいときに、火災予防の意識をより一層普及させることで火災の発生を防ぎ、死傷者の減少と財産を守ることを目的としています。

建物を増改築するときや、飲食店などを入居させるときは消防署へ相談を

一般住宅を宿泊施設に変更したり、共同住宅の一室を飲食店や社会福祉施設として使用する場合、新たに階や庇を作ったり、建物同士を接続したりすることで建物の面積が増えた場合は、屋外消火施設や、スプリンクラー設備、自動火災報知機などの設置が必要になることがあります。知らない間に消防法違反となっている場合がありますので、必ず事前に消防署へご相談ください。

違反状態が改善されない場合、措置命令を実施し、富士山南東消防本部ウェブサイトなどに公示します。

公示内容／建物名称、建物所在地、命令を受けた人の氏名、命令内容など

公示場所／富士山南東消防組合の掲示場とウェブサイト、違反建物の主要な出入口

住宅用火災警報器の点検をしましょう

火災を早期に発見し、尊い命や貴重な財産を守るために、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

警報器が古くなると、電池切れや部品の故障、本体の寿命で火災を正常に感知しなくなります。設置から10年を目安に更新しましょう。

富士山南東消防本部予防課

972-5802



地域防災訓練への積極的な参加を！

12/1(日)は「地域防災の日」です。



県は、過去の災害からの教訓を生かすため、毎年11月を「地震防災強化月間」、12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、積極的な訓練の実施を呼びかけています。市内では、10月から12月までの期間に、各自主防災会が主体となり、地域の特性に合わせた区民参加型の訓練を計画・実施します。



可搬ポンプを使った消火訓練

近年では、地震による災害だけでなく、土砂災害や台風による被害が日本各地で発生し、多くの人が犠牲となり、避難所生活を送っています。

災害の起こる前から、家庭内の家具の固定や非常持ち出し品の確認をし（自助）、災害時に円滑な助け合いができるように（共助）、地域防災訓練に積極的に参加しましょう。

各区での地域防災訓練の実施日については、区の自主防災会にお問い合わせください。

防災ポスターコンクール展示

小・中学生から応募のあった全作品を展示します。

時11月26日(火)~12月4日(水)

所市民文化センターエントランス

危機管理課 995-1817